

平成 28 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(厚生労働科学特別研究事業：H28-特別-指定-016)

分担研究報告書

米国における大麻規制の現状

分担研究者：船田正彦 (国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部)
研究協力者：富山健一 (国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部)
研究協力者：堀口忠利 (国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部)

【研究要旨】

米国の大麻規制状況に関する予備的な調査を実施した。米国の州ごとに大麻に関する医療用の用途と嗜好品としての認可の有無について調査した。

平成 29 年 2 月 4 日現在で、大麻の医療用途を認めている州は 28 州であった。適応症としては、がん、てんかん、緑内障、多発性硬化症、痙攣/発作、吐き気、嘔吐、痛み、筋痙縮、心的外傷後ストレス障害、筋萎縮側索硬化症など広範囲な適応症がリストされていた。各州での適応症数に関しては、大きな幅がみられた。州によっては、大麻による治療プログラムが整っており、一定の管理下での治療が実施されていた。治療を目的とした大麻の用量や用法に関しては必ずしも明確ではなかった。

カリフォルニア州における医療用大麻の現状について聞き取り調査を実施した。ロサンゼルス郡の医療用大麻販売店ディスペンサリー(dispensary)では、入店、購入には医師からの推薦証等の証明書が必要であった。また、乾燥大麻に加え、大麻ビスケット、大麻チップスなどが販売されていた。

カリフォルニア州における大麻嗜好品としての合法化については、4 年前から法律の整備を開始しており、適切な税金の徴収制度の整備、大麻の品質管理、青少年の使用制限などの観点から法整備を進めていた。青少年の大麻使用は不可であり、薬物乱用防止対策を強化する方向で論議が進んでいた。

なお、米国においては、連邦法レベルでは大麻の医療及び嗜好品としてともに認められていない。

A. 研究目的

米国カリフォルニア州では、住民投票により、大麻の嗜好品としての使用について合法化されることとなった。米国の人口は 3 億人を超え、世界でも 3 番目の多さとなっているが、州別ではカリフォルニア州が 3,800 万人を超え 1 位となっている。したがって、カリフォルニア州における大麻の嗜好品合法化は大きな影響力を持つと考えられる。

本研究では、米国における大麻の医療用用途の現状を検索するとともに、カリフォルニア州を訪問し、医療用用途並びに嗜好品合法化の現状についての聞き取り調査を実施した。

B. 方法

Los Angeles County Department of Public Health にて、医療大麻および嗜好品として大麻の現状について、聞き取り調査を行った。大麻の嗜

好品としての流通に関する法律 Proposition 64: Adult Use of Marijuana に関しては、その立案に関する情報収集を行った。

C. 結果

米国における大麻の医療応用について表1にまとめた(平成29年2月4日現在)。28州およびワシントン D.C.において大麻の医療用使用が認められている。各州とも大麻の所持量の制限が設けられており、医療用目的のプログラムが設けられている州も確認された。大麻の医療用適用では、その対象となる適応症は、「がん、HIV/AIDS、てんかん、緑内障、多発性硬化症、痙攣/発作、吐き気、痛み、心的外傷後ストレス障害、筋萎縮側索硬化症、嘔吐など」であった(図1)。各州の適応症数は、大きなばらつきがあり、一定していないことが判明した(図2)。

カリフォルニア州のマリファナ合法化の歴史

- カリフォルニア州(CA)は1969年からマリファナ(大麻)合法化の議論がされ、1996年に proposition215 が賛成55.6%で可決され、医療用途が合法化された。
- 2010年に嗜好品としての合法化案 proposition19 の住民投票が行われ、賛成46.5%で否決されたが、2016年11月に行われた合法化案 proposition64 が賛成57.1%により可決された。
- 2012年のコロロド州で嗜好品としての使用が合法となり、その流れから米国における大麻解禁への動きが活発となった。2013年のCA住民調査では賛成が50%を超えていたことから、合法化後の政策に向けた専門家会議が行われてきた。合法化案 proposition64 は3年という準備期間を経て作成された。

カリフォルニア州におけるマリファナ合法化に向けたロードマップ

- 2012年にコロロド州、ワシントン州、オレ

ゴン州、アラスカ州でマリファナの使用が合法化した。

- 2013年にアメリカ政府は、マリファナの使用に関して Federal Core Memo という声明を発表し8つの約束を各州に徹底させた。
- 2013-2015年にかけてCAの行政から独立した専門家集団による Blue Ribbon Commission が結成され、マリファナ(大麻)合法化に関する様々な問題の調査・研究が行われた。
- CAで Medical Marijuana Regulation and Safety Act (MMRSA)が通過。
- 2016年11月8日に Proposition64 が可決した。

Proposition64 の概要

- Proposition64 とは課税の基準、医療用との差、州内の地域別における規制、販売の制限、使用者の制限の5項目について定めたもの。
- 栽培における課税の基準は、花1ozにつき\$9.25、葉1ozにつき\$2.75課税する。マリファナ製品の消費税は15%加算する。
- 医療用途のマリファナ(大麻)製品は非課税とする。
- マリファナ(大麻)の規制や課税額については、CAの各市に裁量権を与える。都市によってはマリファナ(大麻)の使用を違法とすることも可能である。
- 未成年への販売、譲渡は厳しく罰する。
- 嗜好品の利用者は21歳以上であり、喫煙は自宅、所持量は25g(1oz)、栽培は6株、人への譲渡は1ozまでと定める。

消費者を守るために

- 商品にはマリファナ(大麻)製品であることのラベルをする(自分が使用している製品がどういうものか知ることができる)。
- 子供には扱えないようパッケージングす

- る。
- 広告の制限

C. まとめ

米国における大麻規制の現状について、調査を行った。その結果、以下の知見を得た。

大麻の医療利用

カリフォルニア州では、医師による推薦書を入手し、医療大麻販売店で購入することが一般的であった。医療大麻販売店の開設においては、州への手続きが必要であるが、必ずしも厳守されていない店も存在するようである。大麻の利用が認められる適応症の数は多く、州ごとに一定しておらず医薬品としての有効性に関する検証が必要であると考えられる。医療用に利用する場合、機会的な使用ではなく、厳密な治療プログラムの構築が望まれる。

嗜好品としての大麻

カリフォルニア州では、Proposition64 による規制下での運用が始まる予定である。大麻の販売に関して、課税の基準、医療用との差、州内の地域別における規制、販売の制限、使用者の制限について定めている。

規制のポイント

嗜好品の利用者は 21 歳以上であり、喫煙は自宅、所持量は 25g(1oz)、栽培は 6 株、人への譲渡は 1oz までと定める。

食用のマリファナ製品に含まれる THC 含有量は 10mg 以下とする。

未成年への販売、譲渡は厳しく罰する。

子供には扱えないようパッケージングする。

広告の制限

嗜好品としての位置づけ

「嗜好品」という用語から、自由に使用できるイメージであるが、年齢制限、使用できる場所、所持量の制限などの規制が伴うことが判明

した。

また、大麻の青少年における使用に関しては、乱用防止政策を強化する方針であった。

本調査を通じて、米国において、詳細な規制システム下で大麻を嗜好品として容認している現状が明らかになった。

C. 結論

大麻に関して、医療使用および嗜好品として容認している米国において、青少年での大麻乱用に関しては大きな懸念を有していた。特に、若年期に大麻使用を開始しないように、学校や家族教育を通じ、総合的な薬物乱用防止教育に注力する必要があると考えられる。

表 1

米国の州別、医療目的の大麻規制にかかる法律について Marijuana State Laws	
州名	年 住民投票通過 (賛成票%) 所持規制
1.Alaska	1998 Ballot Measure 8 (58%) 1 oz まで; 6 本 (3 成木, 3 幼木)
2.Arizona	2010 Proposition 203 (50.13%) 2.5 oz まで; 12 本
3.Arkansas	2016 Ballot Measure Issue 6 (53.2%) 3 oz まで (14 日間)
4.California	1996 Proposition 215 (56%) 8 oz まで; 6 成木 or 12 幼木
5.Colorado	2000 Ballot Amendment 20 (54%) 2 oz まで; 6 本 (3 成木, 3 幼木)
6.Connecticut	2012 House Bill 5389 (96-51 H, 21-13 S) 2.5 oz まで
7.Delaware	2011 Senate Bill 17 (27-14 H, 17-4 S) 6 oz まで
8.Florida	2016 Ballot Amendment 2 (71.3%) 医師は、低用量 THC (0.8%) を最大で 45 日分まで処方できる。
9.Hawaii	2000 Senate Bill 862 (32-18 H; 13-12 S) 4 oz まで; 7 本
10.Illinois	2013 House Bill 1 (61-57 H; 35-21 S) 2.5 oz まで (14 日間)
11.Maine	1999 Ballot Question 2 (61%) 2.5 oz まで; 6 本
12.Maryland	2014 House Bill 881 (125-11 H; 44-2 S) 最大で 30 日分まで処方される (医師の特別な決定がない限り 4 oz 以下)。
13.Massachusetts	2012 Ballot Question 3 (63%) 医療用個人使用は 60 日まで(10 oz)
14.Michigan	2008 Proposal 1 (63%) 2.5 oz まで; 12 本

15.Minnesota	2014 Senate Bill 2470 (46-16 S; 89-40 H) 30 日間(植物の形態をとらない液体又は固体)
16.Montana	2004 Initiative 148 (62%) 1 oz まで; 4 本 (成木); 12 苗木
17.Nevada	2000 Ballot Question 9 (65%) 2.5 oz まで; 12 本
18.New Hampshire	2013 House Bill 573 (284-66 H; 18-6 S) 2 oz まで
19.New Jersey	2010 Senate Bill 119 (48-14 H; 25-13 S) 2 oz まで
20.New Mexico	2007 Senate Bill 523 (36-31 H; 32-3 S) 6 oz まで; 16 本 (4 成木, 12 幼木)
21.New York	2014 Assembly Bill 6357 (117-13 A; 49-10 S) 30 日間
22.North Dakota	2016 Ballot Measure 5 (63.7%) 3 oz まで (14 日間)
23.Ohio	2016 House Bill 523 (71-26 H; 18-15 S) 最大 90 日まで
24.Oregon	1998 Ballot Measure 67 (55%) 24 oz まで; 24 本 (6 成木, 18 幼木)
25.Pennsylvania	2016 Senate Bill 3 (149-46 H; 42-7 S) 30 日間
26.Rhode Island	2006 Senate Bill 0710 (52-10 H; 33-1 S) 2.5 oz まで; 12 本
27.Vermont	2004 Senate Bill 76 (22-7) HB 645 (82-59) 2 oz まで; 9 本 (2 成木, 7 幼木)
28.Washington	1998 Initiative 692 (59%) 8 oz まで; 6 本
Washington, DC	Amendment Act B18-622 (13-0 vote) 2 oz まで

H: House of Representatives (米国議会の下院)、 S: State Senate (米国議会の上院)
例えば 32-18 H; 13-12 S という表記は、州議会の下院 32 対 18、上院 13 対 12 で可決されたという意味。

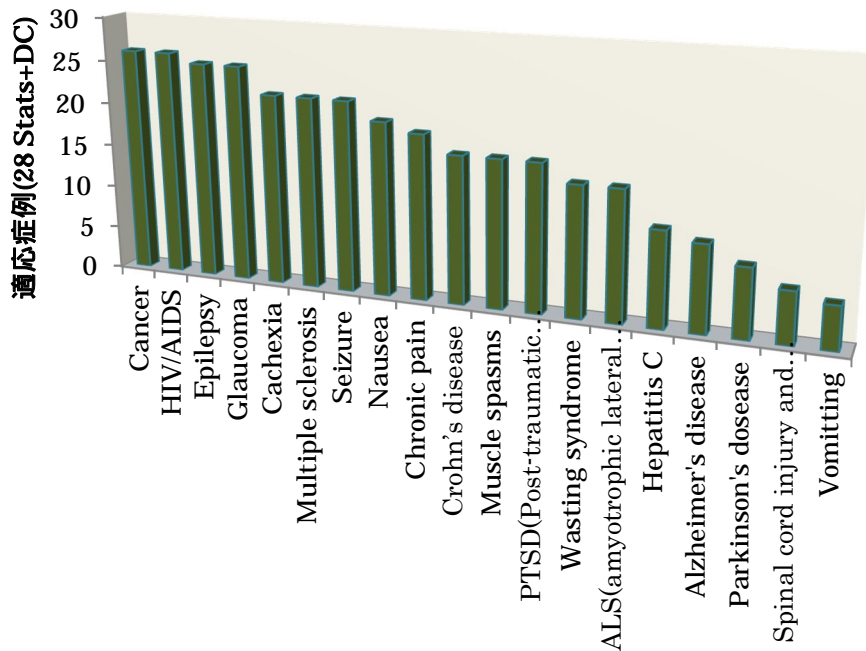


図1 米国における大麻の医療用途、その適応症のまとめ

症例	症例	適用州
がん	Cancer	26
HIV/AIDS	HIV/AIDS	26
てんかん	Epilepsy	25
緑内障	Glaucoma	25
悪液質	Cachexia	22
多発性硬化症	Multiple sclerosis	22
痙攣/発作	Seizure	22
吐き気	Nausea	20
痛み	Chronic pain	19
クローン病	Crohn's disease	17
筋痙縮	Muscle spasms	17
心的外傷後ストレス障害	PTSD(Post-traumatic Stress Disorder)	17
消耗	Wasting syndrome	15
筋萎縮側索硬化症	ALS(amyotrophic lateral sclerosis)	15
C型肝炎	Hepatitis C	11
アルツハイマー病	Alzheimer's disease	10
パーキンソン病	Parkinson's disease	8
脊髄損傷	Spinal cord injury and disease	6
嘔吐	Vomiting	5

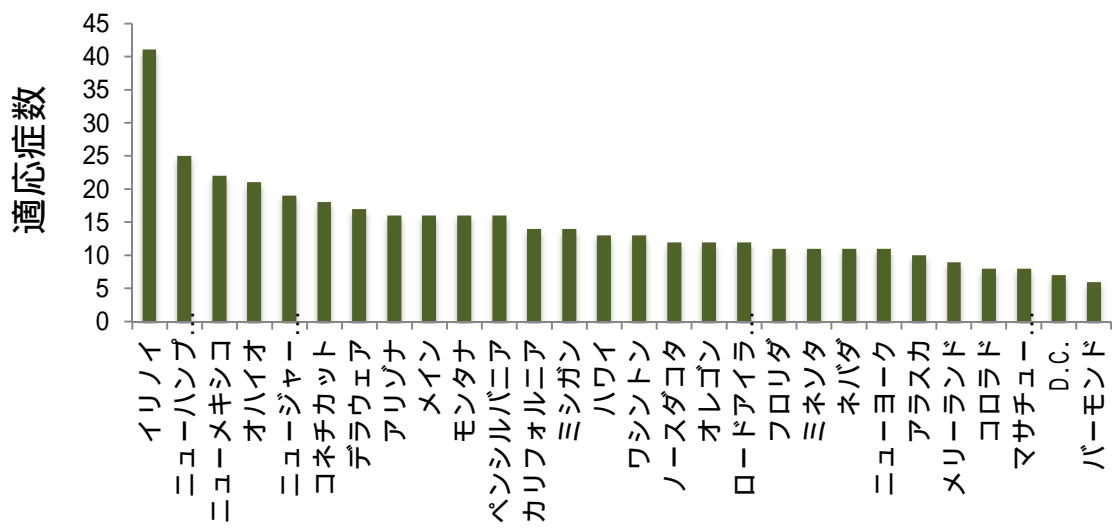


図2 米国州別の大麻の医療用途、その適応症数のまとめ